

## 草津市図書館協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市図書館協議会規則(平成23年草津市教育委員会規則第4号。)第3条第4項の規定に基づき、草津市図書館協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、所定の場所において、会議を傍聴したい旨を図書館職員に申し出なければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の数は、10人とする。

2 傍聴希望者の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であつて会長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) その他協議会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 会議を公正かつ円滑に運営するために、傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(2) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食または喫煙をしないこと。

(5) 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、退場を命ずることができる。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて図書館職員の指示に従わなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。